策定年月　平成１６年　4月
変更年月　平成１９年　4月

地域水田農業ビジョン

（目標年度：平成２２年度）

平成１９年4月

愛知県　海部東部地区
（津島市神守・七宝町・美和町・甚目寺町・大治町）

海部東地域水田農業推進協議会

１　地域水田農業の改革の基本的な方向

（１）　地域農業の特性

海部東部地区は、濃尾平野の西部に位置し、地区全体が海抜ゼロメートル地帯に属する平坦な地形で市街化の進んだ都市的地域である。また、昭和３４年の伊勢湾台風では甚大な被害を受けたが、災害復旧を契機にほ場整備（土地改良事業等）を中心に、用水路・排水路・農道等の整備を行い、農業耕作に快適な環境を整えている。

農業生産については、都市圏に近い地理的な条件を活かし、露地野菜を中心とした農産物の生産を行い、県内でも有数な産地となっている。特に、軟弱野菜（コマツナ・ホウレンソウ・ネギ・ミズナ等）の供給基地として認められている。

水田農業に関しては、水稲作付けが中心であり、水田面積は市街化区域が多いため年々若干の減少傾向にあるが、水稲作付け面積が大幅に減少されることなく、大半の農業者の重点作物となっている。

農家戸数及び水田面積

	農家戸数（戸）	耕地面積（ｈａ）	水田面積（ｈａ）	内水稲作付面積（ｈａ）
津島市	７９８	９３３	７９８	６７８
七宝町	３４８	３３６	２８８	２４４
美和町	４２４	４４３	３２９	２７０
甚目寺町	２８３	２５３	１６７	１４８
大治町	１５０	１５５	９４	８７

（第５３次農林水産統計年報より）

（２）　作物振興及び水田利用の将来方向

水田利用の将来方向としては、生産条件が良好な水田は生産の効率化のため積極的に団地化進め、転作作物の作付けの可能性を模索しながら、現段階では水稲について、海部東農協の指導の下に栽培管理の統一による品質向上や生産コストの低減を一層推し進め、売れる米作りを推進する。

なお、調整水田・保全管理といった不作付け水田については、転作作物（イチゴ）・地力増進作物ソルガム等）・景観形成作物（レンゲ・コスモス・ヒマワリ等）についても耕畜連携や資源環境型営農の観点から推進し、水田の最大限の活用を図り、地域水田の多面的機能を推進する。

また、地域の実情に応じ、畑作振興の可能性や土地利用合理化に関する事情等を踏まえつつ、畑地化等を推進する。

畑地化にあたっては、地区の特産物（コマツナ・ホウレンソウ・ネギ・ミズナ等）について市場出荷契約栽培等、特定の実需者との取引きの状況を踏まえながら転作作物としての可能性についても推進する。

（３）　担い手の明確化と育成の将来方向

当地区は、農家の高齢化と後継者不足などの問題を抱えています。今後は、行政・農業団体等の関連機関との緊密な連携のもとで、中核的農家の育成や地域における集落ごとの連携など、集落での話し合いの活性化に努め、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について考え、各々の農業経営計画の作成や互いの連携が図られるよう誘導し、都市近郊農業の労働力確保と担い手の強化育成に努め、集落農業者の抱える課題について検討していくこととする。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成するうえで重要な位置づけを占めるものであると同時に特定農業団体、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけをもっており、稲作の担い手育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成する

とともに、その経営の効率化を図ることとする。

また、このような大規模経営が困難とみられる地域においては、経営規模を追求するのではなく、より付加価値をつけた販売ができるような品種や特別栽培の導入、地域独自の販売方法の確立等を通じて特色ある米作りを推進するとともに、必要な場合には畑作・施設園芸の複合経営にも取り組み、所得確保を図ることとする。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助的労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、高率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他兼業農家等にも農業基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号。以下「法」という。）第１２条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による農用地利用のこれらの認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、地区としては認定農業者を担い手の中心として位置づけ明確化するものとする。

2　具体的な目標

（1）　作物作付け及びその販売の目的

地区の米生産量のうち農協を通じて出荷されるものは約３５％に過ぎず、多くが自家消費や縁故米などとして流通・消費されていることもあって、売れる米作りという意識に欠ける傾向である。

このため、売れる米作りに向けて関係者の意識改革を進めるとともに、「良質」「安全・安心」「低コスト」な米作りを推進します。多様な需要に対応した米作りのためには、消費者や実需者の評価を踏まえ基幹銘柄品種を「あいちのかおり」とし、集荷率の向上とロットの確保を図ります。作業ローテーション水管理及び品質の問題等でシフトすることが困難な場合は、補完的品種として「あさひの夢」を位置する。

上記品種以外に地域条件や作業の分散、機械・施設利用の効率化等の面から導入する必要のある品種については、学校給食や契約栽培など販売先の確保や需要の拡大に努めていきます。

また、本地域で栽培されるあいちのかおりを「かぶと米」とし、産地のブランド化を進めるために消費拡大等を実施し、農業に対する関心が低い都市近郊に位置する管内においては、体験学習を実施することにより米作りに対する地産地消を推進し、消費拡大・販売促進を図ります。

栽培面では、施肥改善と基本技術の励行により品質改善を進めるとともに、集荷された米は自主検査や品質分析を行い、その結果を生産面にフィードバックして品質の高位平準化を進めます。

共同乾燥施設においては、用途や品質に応じた区分管理及び農協系統の自主規格を踏まえた乾燥調製により品質向上と均質化を徹底します。また、品質低下を防止するために低温保管を徹底します。

乾燥調製作業を経て混合流通する米の特性を踏まえつつ、計画的な種子更新と栽培ごよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うとともに、流通の各段階を通じたトレーサビリティシステムの確立を図ります。

振興作物については、名古屋市近郊という有利な立地条件を活かし、消費者・実需者のニーズに応えることができるよう計画的・安定的な生産を図った統一された栽培方法により、集荷率の向上とロットの確保を図ります。また、米作りと同様、栽培ごよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うとともに、流通の各段階を通じたトレーサビリティシステムの確立を図ります。

作物作付計画及び販売計画　　（単位：面積ａ．数量ｋｇ）

作物名	品種名		基　準 （Ｈ１４）	現在の状況 （Ｈ１８）	目　標 （Ｈ１９）	目　標 （Ｈ２２）
水　稲	あいちのかおり	作付面積	72,103	83,494	75,100	67,590
		生産数量	3,547,468	4,166,351	3,717,450	3,345,700
		販売数量	926,760	1,338,960	1,301,100	1,171,000
	あさひの夢	作付面積	14,640	2,100	1,890	1,700
		生産数量	720,288	104,790	93,500	84,150
		販売数量	432,720	83,670	33,000	29,450
	そ　の　他	作付面積	1,468	1,926	1,700	1,530
		生産数量	72,226	96,107	84,150	75,730
		販売数量	36,300	20,010	29,400	26,500
	計	作付面積	88,211	87,520	78,690	70,820
		生産数量	4,339,982	4,367,248	3,895,100	3,505,580
		販売数量	1,395,780	1,442,640	1,363,500	1,226,950
振興作物	イチゴ	作付面積	444	181	180	180
		生産数量	199,800	116,300	115,000	115,000
		販売数量	95,800	55,900	55,000	55,000
		作付面積				
		生産数量				
		販売数量				
		作付面積				
		生産数量				
		販売数量				
		作付面積				
		生産数量				
		販売数量				
		作付面積				
		生産数量				
		販売数量				
		作付面積				
		生産数量				
		販売数量				

（水　稲）

ア　基準及び現在の状況における作付面積は、作付面積に関する調査表（農政局の数値を引用）

イ　基準及び現在の状況における生産数量は、市町村の平均基準単収（愛知県知事通知を引用）

平成１４年産：津島市神守：495kg　七宝町：494kg　美和町：495kg　甚目寺町：483kg　大治町：494kg　平均：492kg

平成１８年産：津島市神守：509kg　七宝町：497kg　美和町：507kg　甚目寺町：487kg　大治町：495kg　平均：499kg

ウ　基準及び現在の状況における販売数量は、ＪＡ海部東集荷実績

エ　目標（Ｈ１９）の作付面積は、現在の状況（Ｈ１８）の約10%減。

オ　目標（Ｈ２２）の作付面積は、現在の状況（Ｈ１８）の約10%減。

カ　目標（Ｈ１９・Ｈ２２）の生産数量は、単収495kgで試算。

キ　目標（Ｈ１９・Ｈ２２）の販売数量は、生産数量の約35%　（現在が集荷率35%）

（2）　担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

①　担い手の明確化

ア　水稲経営面積4ha以上の個人

担い手リスト

《リストは省略》

イ　担い手の育成

優れた担い手を育成確保するためには、経営体の中心となる経営者の技術力や経営管理能力の向上が不可欠であることから、農業者研修の充実を図るなど、技術及び経営管理能力の向上のための支援を継続して実施していくものとする。

具体的には、市町村経営改善支援センターを中心に認定農業者制度を活用し、経営改善を志向する農業者の経営改善計画の作成等に対する支援を積極的に行うとともに経営相談活動（経営体育成指導事業）を強化して、各種資金の融資などを通じて担い手の体質強化に努めることとする。

②　担い手への土地利用集積の目標

土地利用型農業の担い手への集積については、現在は行われていないが、利用権設定事業を活発化し、農地の出し手と受け手に係る情報を把握して両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、ＪＡ海部東営農受託部会と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、行政機関の指導の下に、既存の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入、一層のコスト低減・省力化が可能となる不耕起直播栽培などの技術導入を推進する

低コスト化とともに、担い手の育成・確保を図るためには、担い手（担い手として育成すべき者を含む）に面的にまとまりのある利用集積を推進することが重要であり、そのための事業を積極的に展開し、利用集積に関する情報の収集・整理及び農地の利用調整を円滑に進めることとする。

利用集積に向けた情報の収集・整理を行うため、農家の意向調査、農地基本台帳のうちの利用集積関係情報の整理、農地流動化情報図の作成（農地流動地域総合推進事業）、利用集積関係情報の電算化や地図情報システムの導入（農地情報システム整備事業）を図る。

また、農地の利用調整のため、認定農業者からのあっせんの申し出を受けた農業委員会による利用調整活動の実施（認定農業者農地集積調整事業）、地域農業者の合意の下に担い手への面的集積を図るための農地利用プランの作成と推進、地域合意の形成とそれに基づく利用調整活動を行う農用地利用改善団体の支援（農地利用集積実践事業）を積極的に推進する。

なお、担い手への農地の集積を一層効率的に進めるために農協が農地の総合的な管理を行う「ＪＡ農地バンク」（仮称）の設立について、関係法令との整合性等を踏まえて、実現可能性等を検討していくこととする。

作物名	平成１８年度		平成１９年度		平成２２年度	
	面積	集積率	面積	集積率	面積	集積率
水　稲	ｈａ ２０８	％ １５	ｈａ ２５０	％ ２０	ｈａ ３００	％ ４４

３　地域水田農業ビジョン実現のための手段

（1）　米政策改革推進対策

①産地づくり対策：実施期間　平成１９年度～２１年度

概　要

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施を確保するため、地域自らの発想・戦略により、水田農業の将来方向を明らかにした地域水田農業ビジョンに基づき、需要に応じた作物生産と良好な水田環境の保全を図りながら、水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援する。

〈交付金算定単価〉

新需給調整システム定着交付金：地域特例作物の振興に対する助成（イチゴ）
都道府県協議会が定める作物の振興を図る取組に対して助成

（麦・大豆・飼料作物についても交付対象）
イチゴ　　　　　　１２千円／１０アール

②稲作構造改革促進交付金：実施期間　平成１９年度～２１年度

概　要

需要に応じた米づくりを行うための生産者、生産者団体による自主的な努力を支援するため、生産者の稲作所得の基盤を確保するための対策を生産調整のメリット措置として講じる。

米価下落時に補てんを行う対策で、現行の稲作所得基盤確保対策に替えて導入するもの。

対象者：全ての稲作農業者
生産調整を達成し、集荷円滑化対策への拠出を行っている農業者

補てん水準：面積による定額払いとし、固定方式を基本としての支払い（ただし、品目横断的経営安定対策の補てん水準（減収の９割）を超えないよう措置）

③品目横断的経営安定対策

概　要

認定農業者や一定の要件を満たす集落営農を対象に実施するもので、稲作収入の減少を補てんする仕組み。

対象：認定農業者又は一定の条件を満たす集落型経営体

水田経営規模要件：認定農業者　都道府県　４ha
集落営農組織（特定農業団体、農業生産法人等）２０ha

補てん水準：過去５か年中庸３か年平均の稲作収入と当年産収入の差額の９割まで

拠出割合：　農家拠出：国費＝１　：　３

④集荷円滑化対策

概　要

豊作による生ずる過剰米の処理については、その豊作分を翌年の生産者目標数量から減少させることを基本に、自己責任の考え方に沿って、需要に応じた売れる米づくりの促進を図るとともに、主食用米の価格の低下による農業経営への影響を防ぐ必要がある。このため、無利子短期融資の仕組みを活用して、出来秋時における農業者による過剰米の区分出荷を促すとともに、農業者団体等による主体的な販売環境整備の取組を行いつつ、融資の返済が米の引渡しでなされた場合は、その米を新規用途開拓や飼料用等として販売する仕組みを新たに創設する。

融資単価水準：３千円／６０kg
生産者からの拠出：４千円／６０kg
保管料等経費助成（２分の１助成相当）：１千円／６０kg
出荷奨励：１千円／６０kg

生産者からの拠出：水稲作付面積に応じ、１，５００円／１０ａ